



2020年5月11日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

インドネシアの移転価格文書について

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）では、インドネシア財務省より移転価格文書に関連する事項が財務省規定第 213 号（PMK-213）として 2016 年 12 月 30 日に発行されています。当該規定において、一定の基準を満たすインドネシア法人にはマスターファイル（以下、「MF」）、ローカルファイル（以下、「LF」）、国別報告書（以下、「CBCR」）の作成が義務付けられています。さらに、法人税の申告書に MF 及び LF の要約表（当該移転価格文書の作成日を含む）を添付することが義務づけられております。

1. 開始時期及び作成期限

インドネシアの新移転価格文書化規定は 2016 年 12 月末以降に終了する事業年度より適用され、免除規定が適用されない限り、インドネシア法人はマスターファイル及びローカルファイルを法人税申告期限（インドネシアの事業年度終了日から 4 カ月以内）までに作成・準備することが求められています。なお税務当局への提出については、税務当局から MF 及び LF の提出が要求された場合は一定期間内（通常であれば、30 日以内）に提出する必要があります。

2. 移転価格文書の範囲

インドネシア国税総局（Directorate General of Taxes : 以下、「DGT」）の移転価格文書化規定は、概ね BEPS 行動計画 13 に規定される MF 及び LF に準拠した内容となっており、OECD 移転価格ガイドラインで要求されている記載事項と概ね同様となっております。移転価格文書の作成言語はインドネシア語で作成する必要がありますが、例外として会計帳簿がインドネシア語以外の外国語で作成することがインドネシア当局から認められている場合には、その外国語で移転価格文書の作成が認められています（ただし、インドネシア語の翻訳を同時に提出する必要があります）。

3. 対象となる法人及び取引

国外関連者間取引があるインドネシアの現地法人が対象となり、下記に掲げる項目のうち一つでも該当する場合は MF 及び LF の作成が要求されています。

- 前年度の総収入額 500 億ルピア（約 3 億 5 千万円）超
- 前年度の関連者間取引が有形資産取引額 200 億ルピア（約 1 億 4 千万円）超
- 前年度の関連者間取引がサービス、ロイヤリティ、利息、その他の取引額 50 億ルピア（約 3 千 5 百万円）超
- インドネシアの法人税率(現行 25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する国外関連者と取引を行っている。

4. ペナルティ

税務当局の要求に応じて移転価格文書を提出できない場合でも、移転価格の特別なペナルティはありません。しかし、更正処分を受けた場合、追徴税額に対して月々2%の延滞税（最大 24 ヶ月で 48%）及び、納税者が異議申立てで棄却された場合は 50%の加算税が課されます。

以上

（問い合わせ先）

渡辺清弥：k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン：thomas@agsc.co.jp